

京都市告示第308号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和2年9月8日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者  
一般社団法人みつより（代表理事 永田 みゆき）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地  
京都市伏見区深草下横縄町23番地22
- 3 事業所の名称  
JOJO PLUS
- 4 事業所の所在地  
京都市南区上鳥羽北戒光町16
- 5 指定する事業の種類  
放課後等デイサービス
- 6 指定年月日  
令和2年9月1日
- 7 事業所番号  
2650500107

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）